

一般社団法人徳島県エルピーガス協会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人徳島県エルピーガス協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を徳島市に置く。

2 この法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

(目 的)

第3条 この法人は、液化石油ガス事業等（液化石油ガスの卸売、小売、スタンド事業その他関連事業をいう。以下同じ。）の公益性に立脚し、会員相互の密接な連携のもと液化石油ガスの安全の確保と液化石油ガス事業等の総合的な発展を図り、もって県民生活の向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 液化石油ガス事業等に係る事故又は災害の防止を目的とする事業
- (2) 液化石油ガスの安定供給の確保を目的とする事業
- (3) 液化石油ガスを使用する一般消費者の利益の擁護又は増進を目的とする事業
- (4) 液化石油ガス事業等に必要資格に係る講習・検定及び国家試験等の実施に関する事業
- (5) 液化石油ガス等に係る事業者の経営改善等に資する事業
- (6) その他この法人の目的達成に必要な事業

(事業年度)

第5条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第2章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、正会員及び賛助会員とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年6月2日法律第48号。以下「一般法人法」という。）に規定する社員とする。

2 正会員は、関係法令に基づき徳島県内において液化石油ガス販売事業の登録を受けたもの及び液化石油ガス製造事業を行うための許可を受けたもの（個人又は法人）で本会に入会したものとする。

3 賛助会員は、前項に該当しないものでこの法人の目的に賛同しその事業に協力しようとするもの（個人又は法人）で本会に入会したものとする。

(入 会)

第7条 正会員若しくは賛助会員として入会しようとする者は、総会の決議により別に定める入会及び退会規定（以下「入会及び退会規定」という。）に定める入会申込書により申し込むものとする。

2 入会は、入会及び退会規定に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、これを本人に通知するものとする。

(会 費)

第8条 正会員は、総会の決議により別に定める会費規程（以下「会費規程」という。）に基づき会費を支払わなければならない。

2 賛助会員は、会費規程に定めるところにより賛助会費を納入しなければならない。

(臨時分担金の賦課)

第9条 この法人は、その行う事業（使用料又は手数料をもって充てるべきものを除く。）の費用に充てるため、正会員に臨時分担金を賦課することができる。

2 前項の分担金の額、徴集の時期及び方法その他必要な事項は、総会の決議により定めるものとする。

(会員の資格喪失)

第10条 会員が次の各号の一に該当するときは、その資格を喪失する。

(1) 退会したとき

(2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき

(3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき

- (4) 1年間以上会費を滞納したとき
- (5) 除名されたとき
- (6) 総正会員の同意があったとき

(退 会)

第11条 正会員及び賛助会員は、入会及び退会規程に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第12条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款に違反したとき
- (2) 関係法令に違反し、刑罰に処せられ、又は行政処分を受けたとき
- (3) 会費あるいは臨時分担金を滞納し、かつ催告を受けてなお納付しないとき
- (4) この法人又はこの法人の会員としての信用と名誉を傷つける行為をしたとき
- (5) その他の正当な事由があるとき

2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し、その旨を通知しなければならない。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第13条 会員が第10条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 総 会

(構 成)

第14条 総会は、正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(議決権)

第15条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(権限)

第16条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 役員を選任及び解任
- (2) 役員報酬等に関する規定
- (3) 定款の変更
- (4) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
- (5) 会費規程及び臨時分担金
- (6) 借入金最高限度額の承認
- (7) 会員の除名
- (8) 解散
- (9) 前各号に定めるもののほか、一般法人法に規定する事項及びこの法人の運営に関する重要な事項

2 前項の規定にかかわらず、個々の総会においては第18条第3項の書面に記載した総会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。

(種類及び開催)

第17条 この法人の総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

2 定時総会は、毎事業年度終了後2か月以内に開催する。

3 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会において開催の決議がなされたとき。
- (2) 議決権の5分の1以上を有する正会員から会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により招集の請求があったとき。

(招集)

第18条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

2 会長は、前条第3項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内の日を総会の日とする臨時総会の招集の通知を発しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の2週間前までに通知を発しなければならない。

4 第16条第1項第4号に規定する事項を総会の目的事項とする場合は、前項の通知に際しては、第29条第2号の規定に基づく監事の監査を受け、理事会の承認を受けた計算書類及び事業報告並びに監査報告を提供しなければならない。

(議長)

第19条 総会の議長は、その総会において、出席正会員の中から選出する。

(定足数)

第20条 総会は、総正会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第21条 総会の決議は、一般法人法第49条第2項に規定する決議及びこの定款で特に規定するものを除き、総正会員の過半数が出席し、出席した正会員の過半数をもって行い、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は、総会の議決に加わることはできない。

(議決権の代理行使等)

第22条 総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、理事会が別に定める代理権を証明する書面を提出しなければならない。

2 前項の規定により行使した議決権の数は、出席した正会員の議決権の数に算入する。

3 第1項の規定に基づき提出された代理権を証明する書面は、これを総会の日から3か月間主たる事務所に備え置かなければならない。

(書面による議決権の行使)

第23条 会長は、第36条第1項第2号の規定に基づき理事会が、総会での書面による議決権の行使を可能とする決議をしたときは、招集の通知に際して、議決権の行使について参考となるべき事項を記載した書類及び正会員が議決権を行使するための書面（以下本条において「議決権行使書面」という。）を交付しなければならない。

2 前項の規定に基づき書面によって議決権を行使する正会員は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、法令で定める時まで提出しなければならない。

- 3 前項の規定に基づき書面によって行使した議決権の数は、出席した正会員の議決権の数に算入するものとする。
- 4 第2項の規定に基づき提出された議決権行使書面は、これを総会の日から3か月間主たる事務所に備え置かなければならない。

(議事録)

- 第24条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。
- 2 議事録には、議長及び出席した会員のうちから総会において選任された議事録署名人2名以上が記名押印するものとする。

(総会運営規程)

- 第25条 総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか理事会において定める総会運営規程による。

第4章 役員及び理事会

第1節 役員

(種類及び定数)

- 第26条 この法人に、次の役員を置く。
- (1) 理事 20名以上30名以内
 - (2) 監事 2名以上3名以内
- 2 理事のうち1名を会長とし、5名以内を一般法人法第91条第1項第2号に規定する執行理事とすることができる。
 - 3 前項の会長をもって一般法人法上の代表理事とする。

(選任等)

- 第27条 理事及び監事は総会の決議によってそれぞれ選任する。
- 2 会長及び執行理事は、理事会において選任する。
 - 3 理事会は、その決議によって、前項で選任された執行理事より副会長及び専務理事を選任することができる。ただし、副会長は4名以内、専務理事は1名とする。
 - 4 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第28条 理事は、理事会を構成し、この定款に定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

- 2 理事は、理事会の目的である事項を示して、会長に理事会の招集を請求することができる。
- 3 会長は、この法人を代表し、その業務を統括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、この法人の業務を執行する。また、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、理事会が予め決定した順序によって、その業務執行に係る職務を代行する。
- 5 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、この法人の業務を執行する。また、会長及び副会長に事故があるとき、又は会長及び副会長が欠けたときは、会長の業務執行に係る職務を代行する。
- 6 会長、副会長、専務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第29条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2) この法人の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類、事業報告及びこれらの附属明細書を監査すること。
- (3) 総会及び理事会に出席し、意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを総会及び理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、会長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が総会に提出しようとする議案、書類、電磁的記録を調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告すること。
- (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によ

てこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。

(8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(任 期)

第30条 役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 役員は、第26条第1項で定めた役員の員数が欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任されたものが就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解 任)

第31条 役員は、いつでも総会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第32条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員には報酬を支給することができる。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前2項に関し必要な事項は、第16条第1項第2号に規定する役員の報酬等に関する規程（以下「役員報酬等規程」という。）で定める。

(取引の制限)

第33条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引

(3) この法人がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(相談役及び顧問)

第34条 この法人に相談役及び顧問を置くことができる。

- 2 相談役及び顧問は、任期を定め、たうえで理事会の議決を経て会長が委嘱する。
- 3 相談役及び顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 4 相談役及び顧問は、会長及び理事会から諮問された事項について意見を述べるることができる。

第2節 理事会

(設置)

第35条 この法人に理事会を設置する。

- 2 理事会は、すべての理事で組織する。

(権限)

第36条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
 - (2) 総会の目的である事項についての書面による議決権の行使に関すること
 - (3) 規則（総会の決議により別に定めるものを除く。）の制定、変更及び廃止
 - (4) 前各号に定めるもののほかこの法人の業務執行の決定
 - (5) 理事の職務執行の監督
 - (6) 会長及び執行理事の選定及び解職
- 2 理事会は次に掲げる事項その他重要な業務執行の決定を、理事に委任することはできない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選定及び解任
 - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 内部管理体制（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するために必要な法令で定める体制をいう。）の整備

(種類及び開催)

第37条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種類とする。

- 2 通常理事会は、毎事業年度3回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって、会長に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 第29条第5号の規定により、監事から会長に請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招 集)

第38条 理事会は、第28条第2項により理事が招集する場合及び第29条第5号により監事が招集する場合を除き、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第3項第2号又は第4号による請求があったときは、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議 長)

第39条 理事会の議長は、会長がこれに充たる。ただし、第37条第3項第3号又は第4号により招集した理事会の議長は、出席した理事（会議の目的とする事項に利害関係を有する理事を除く。）の中から選出できるものとする。

(客足数)

第40条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開くことができない。

(決 議)

第41条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。

- 2 前項前段の場合において、議長は、理事会の議決に加わることはできない。
- 3 決議の目的である事項に関し特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることはできない。
- 4 第1項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

- 第42条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。
- 2 前項の規定は、第28条第6項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

- 第43条 理事会の議事録については、法令の定めるところにより議事録を作成し、出席した会長及び監事は、これに記名押印しなければならない。

(理事会運営規程)

- 第44条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規程による。

第5章 財産及び会計

(財産の管理・運用)

- 第45条 この法人の財産の管理・運用は、会長が行うものとし、その方法は理事会の決議により定めるものとする。

(事業計画及び収支予算)

- 第46条 この法人の事業計画書及び収支予算書は、毎事業年度の開始の日までに会長が作成し、理事会の決議を経て、直近の総会に報告するものとする。
- 2 この法人の収支予算書が事業年度の開始前に理事会の決議を得られないときは、前年度に準じ収支予算を執行することができるものとする。
 - 3 前項の規定による収入及び支出は、事業年度開始後の理事会が議決した収支予算書の収入及び支出とみなすものとする。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を得た上で、定時総会で承認を得るものとする。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 会長は、定時総会の招集に係る正会員への通知に際し、前項に定める書類及び監査報告を提供するものとする。

3 この法人は、第1項の定時総会の終結後直ちに、貸借対照表を公告するものとする。

(会計原則)

第48条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

(剰余金の分配の制限)

第49条 この法人は、剰余金の分配は行わない。

第6章 定款の変更、合併、解散等

(定款の変更)

第50条 この定款は、総会において、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により変更することができる。

(合併等)

第51条 この法人は、総会において、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により、他の一般法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

(解 散)

第52条 この法人は、一般法人法第148条に定める事由により、解散する。

(残余財産の処分)

第53条 この法人が解散等により清算するとき有する残余財産は、総会の決議により、この法人と類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に規定する法人であつて租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第7章 委員会

(委員会)

第54条 この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、会員及び学識経験者のうちから理事会が選任する。
- 3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第8章 事務局

(設置等)

第55条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 専務理事は、事務局長を兼務することができる。
- 5 事務局の組織及び運営に必要な事項は、会長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第56条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿
- (3) 理事及び監事の名簿

- (4) 関係法令に基づく許認可事項関係書類及び関係官公庁の補助金の交付・委託契約の締結に係る書類並びに登記に関する書類
 - (5) 理事会及び総会の議事に関する書類
 - (6) 財産目録
 - (7) 役員報酬等規程
 - (8) 事業計画書及び収支予算書
 - (9) 事業報告書及び計算書類等
 - (10) 監査報告書
 - (11) その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるほか第57条第2項に定める情報公開規程によるものとする。

第9章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

- 第57条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。
- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

- 第58条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

(公 示)

- 第59条 この法人の公告は、電子公告による。
- 2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に記載する方法による。

第10章 補 足

(委 任)

- 第60条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項の規定に基づき準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の会長は中岸雅夫とする。
- 3 この法人の最初の副会長は宮崎一成、久米哲生、和西輝記及び石川雅史とする。
- 4 この法人の最初の専務理事は寒川洋甫とする。
- 5 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項の規定に基づき準用する第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第5条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立登記の日を事業年度の開始日とする。